

狛江市の監査

令和6年5月

狛江市監査委員事務局

ま え が き

「狛江市の監査」を作成しました。

これは、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。

併せて、参考のため、地方自治法第199条第14項の規定に基づく市長等の措置
通知文書についても掲載しました。

令和6年5月

目 次

- 1 定期監査
 - (1) 定期監査の結果について（報告）…………… 3
監査対象 企画財政部 秘書広報室、政策室、財政課、未来戦略室、
情報政策課

- 2 財政援助団体監査
 - (1) 財政援助団体監査の結果について（報告）……………19
団 体 社会福祉法人調布白雲福祉会（パイオニアキッズ西野川園）
所 管 課 子ども家庭部 児童育成課

- 3 工事監査
 - (1) 工事監査の結果について（報告）……………31
工事件名 市道第 822 号線新設改良工事
所 管 課 都市建設部 整備課（工事担当課）
総務部 総務課（契約担当課）

- 4 監査に係る措置結果
 - (1) 財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）……………41
子ども家庭部 児童育成課

1 定期監査

(写)

狛監委発第 000103 号
令和 6 年 3 月 21 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
谷田部 一之 様

狛江市監査委員 栗山 博行
石川 和広
(公印省略)

定期監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。

令和5年度
定期監査報告書

企画財政部

秘書広報室

政策室

財政課

未来戦略室

情報政策課

狛江市監査委員

令和5年度定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象

企画財政部（秘書広報室、政策室、財政課、未来戦略室、情報政策課）

第3 監査の範囲

令和5年4月1日から11月30日までに執行した財務に関する事務と関連する事業

第4 監査の期間

令和5年10月31日から令和6年3月19日まで

〔監査の実施日 令和6年1月29日〕

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合法的かつ効率的に行われているかを主眼として関係書類を審査し、担当職員から説明を聴取して実施した。

第6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった「歳入歳出事務」、「委託執行事務」、「使用料賃借料執行事務」、「報償費執行事務」、「備品管理事務」等については法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるため、その組織及び運営の合理化等に努められていると認められた。

引き続き、各主管課（室）においては、関係法令等に則り、適正かつ効率的・効果的な運営に努められたい。

予算執行状況表

(令和5年4月1日から11月30日までの執行分)

(1) 秘書広報室

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
17 財産収入	46,000	19,740	18,800	940	95.2
2 財産売払収入	46,000	19,740	18,800	940	95.2
2 物品売払収入	46,000	19,740	18,800	940	95.2
1 物品売払収入	46,000	19,740	18,800	940	95.2
21 諸収入	4,311,000	2,280,080	2,192,080	88,000	96.1
2 市預金利子	1,000	0	0	0	****
1 市預金利子	1,000	0	0	0	****
1 市預金利子	1,000	0	0	0	****
5 雑入	4,310,000	2,280,080	2,192,080	88,000	96.1
1 雑入	4,310,000	2,280,080	2,192,080	88,000	96.1
3 広告料	4,272,000	2,261,600	2,173,600	88,000	96.1
6 雑入	38,000	18,480	18,480	0	100.0
合計	4,357,000	2,299,820	2,210,880	88,940	96.1

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
2 総務費	41,378,000	22,953,164	18,424,836	55.5
1 総務管理費	41,378,000	22,953,164	18,424,836	55.5
1 一般管理費	13,599,000	8,575,118	5,023,882	63.1
2 一般事務費	13,448,000	8,475,650	4,972,350	63.0
8 旅費	730,000	397,749	332,251	54.5
9 交際費	700,000	415,426	284,574	59.3
10 需用費	462,000	203,716	258,284	44.1
11 役務費	201,000	177,020	23,980	88.1
12 委託料	6,116,700	2,823,792	3,292,908	46.2
13 使用料及び賃借料	1,137,000	630,947	506,053	55.5
17 備品購入費	223,300	0	223,300	0.0
18 負担金、補助及び交付金	3,878,000	3,827,000	51,000	98.7
3 表彰関係費	114,000	99,468	14,532	87.3
10 需用費	110,000	99,468	10,532	90.4
11 役務費	4,000	0	4,000	0.0
4 市長の資産等の公開に関する審査会費	37,000	0	37,000	0.0
1 報酬	37,000	0	37,000	0.0

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率	
款	項目	節				
	3	広報費	25,265,000	14,358,246	10,906,754	56.8
	1	広報関係費	21,053,000	12,016,523	9,036,477	57.1
		7 報償費	580,000	105,000	475,000	18.1
		10 需用費	520,577	288,258	232,319	55.4
		11 役務費	5,735,423	3,128,318	2,607,105	54.5
		12 委託料	13,215,000	7,709,121	5,505,879	58.3
		13 使用料及び賃借料	940,000	743,346	196,654	79.1
		18 負担金、補助及び交付金	62,000	42,480	19,520	68.5
	2	ホームページ関係費	2,248,000	1,348,589	899,411	60.0
		12 委託料	723,000	421,575	301,425	58.3
		13 使用料及び賃借料	1,525,000	927,014	597,986	60.8
	3	市民相談関係費	1,964,000	993,134	970,866	50.6
		7 報償費	1,921,000	980,000	941,000	51.0
		10 需用費	43,000	13,134	29,866	30.5
	7	企画費	2,514,000	19,800	2,494,200	0.8
	2	シティセールス事業関係費	2,514,000	19,800	2,494,200	0.8
		7 報償費	300,000	0	300,000	0.0
		10 需用費	110,000	19,800	90,200	18.0
		11 役務費	68,000	0	68,000	0.0
		12 委託料	1,871,000	0	1,871,000	0.0
		13 使用料及び賃借料	165,000	0	165,000	0.0
		合 計	41,378,000	22,953,164	18,424,836	55.5

(2) 政策室

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率	
款	項目	節					
14	使用料及び手数料		105,000	103,940	102,300	1,640	98.4
	1	使用料	102,000	102,000	102,000	0	100.0
		1 総務使用料	102,000	102,000	102,000	0	100.0
		1 財産管理使用料	102,000	102,000	102,000	0	100.0
	2	手数料	3,000	1,940	300	1,640	15.5
		1 総務手数料	3,000	1,940	300	1,640	15.5
		1 総務手数料	3,000	1,940	300	1,640	15.5
16	都支出金		434,000	0	0	0	****
	2	都補助金	434,000	0	0	0	****
		1 総務費都補助金	50,000	0	0	0	****
		1 総務管理費補助金	50,000	0	0	0	****
		2 民生費都補助金	384,000	0	0	0	****
		1 社会福祉費補助金	384,000	0	0	0	****
17	財産収入		1,000	40	40	0	100.0
	2	財産売払収入	1,000	40	40	0	100.0
		2 物品売払収入	1,000	40	40	0	100.0
		1 物品売払収入	1,000	40	40	0	100.0
21	諸収入		5,153,000	65,530	65,530	0	100.0
	5	雑入	5,153,000	65,530	65,530	0	100.0
		1 雑入	5,153,000	65,530	65,530	0	100.0
		6 雑入	5,153,000	65,530	65,530	0	100.0
		合 計	5,693,000	169,510	167,870	1,640	99.0

歳出（所属別事業別）

（単位：円及び％）

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項目				
2	総務費	114,064,000	61,446,550	52,617,450	53.9
1	総務管理費	113,992,000	61,399,550	52,592,450	53.9
1	一般管理費	1,361,000	88,600	1,272,400	6.5
5	行政不服審査及び個人情報保護制度関係費	1,361,000	88,600	1,272,400	6.5
1	報酬	228,000	88,600	139,400	38.9
12	委託料	968,000	0	968,000	0.0
13	使用料及び賃借料	165,000	0	165,000	0.0
2	文書管理費	41,208,000	13,678,595	27,529,405	33.2
1	文書管理関係費	35,381,000	10,657,428	24,723,572	30.1
1	報酬	875,000	518,160	356,840	59.2
8	旅費	132,000	95,000	37,000	72.0
10	需用費	835,000	330,780	504,220	39.6
11	役務費	15,267,000	7,365,467	7,901,533	48.2
12	委託料	14,056,508	1,932,700	12,123,808	13.7
13	使用料及び賃借料	3,030,000	415,321	2,614,679	13.7
17	備品購入費	1,185,492	0	1,185,492	0.0
2	印刷関係費	5,827,000	3,021,167	2,805,833	51.8
10	需用費	1,524,000	441,517	1,082,483	29.0
12	委託料	3,533,000	1,821,200	1,711,800	51.5
13	使用料及び賃借料	11,000	0	11,000	0.0
17	備品購入費	759,000	758,450	550	99.9
7	企画費	70,102,000	46,972,355	23,129,645	67.0
1	一般事務費	1,808,000	889,730	918,270	49.2
8	旅費	60,000	18,530	41,470	30.9
10	需用費	5,000	0	5,000	0.0
11	役務費	1,743,000	871,200	871,800	50.0
3	憲法・平和都市関係費	53,000	18,497	34,503	34.9
7	報償費	11,000	0	11,000	0.0
10	需用費	40,000	16,497	23,503	41.2
18	負担金、補助及び交付金	2,000	2,000	0	100.0
4	多文化共生推進	659,000	513,927	145,073	78.0
7	報償費	167,000	77,450	89,550	46.4
10	需用費	66,000	17,847	48,153	27.0
11	役務費	46,000	38,630	7,370	84.0
13	使用料及び賃借料	0	0	0	****
18	負担金、補助及び交付金	380,000	380,000	0	100.0
5	男女共同参画施策推進	1,371,000	678,425	692,575	49.5
1	報酬	228,000	103,400	124,600	45.4
7	報償費	324,000	121,000	203,000	37.3
10	需用費	86,000	66,000	20,000	76.7
12	委託料	733,000	388,025	344,975	52.9
6	市民参加と市民協働に関する審議会関係費	794,000	400,803	393,197	50.5
1	報酬	604,000	353,800	250,200	58.6
7	報償費	110,000	33,600	76,400	30.5
10	需用費	55,000	0	55,000	0.0
11	役務費	25,000	13,403	11,597	53.6
7	市民活動支援センター関係費	40,397,000	29,687,199	10,709,801	73.5
11	役務費	276,000	0	276,000	0.0
12	委託料	40,121,000	29,687,199	10,433,801	74.0
8	行政評価関係費	1,367,985	977,484	390,501	71.5
1	報酬	348,000	207,600	140,400	59.7
10	需用費	48,000	21,780	26,220	45.4
11	役務費	624,985	571,780	53,205	91.5
12	委託料	347,000	176,324	170,676	50.8

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率			
款	項	目	節					
	9	市民公益活動団体補助		1,675,000	624,700	1,050,300	37.3	
		1	報酬	68,000	39,700	28,300	58.4	
		10	需用費	7,000	0	7,000	0.0	
		18	負担金、補助及び交付金	1,600,000	585,000	1,015,000	36.6	
	10	人権尊重推進関係費		1,795,000	447,283	1,347,717	24.9	
		1	報酬	270,000	88,600	181,400	32.8	
		7	報償費	318,000	132,000	186,000	41.5	
		10	需用費	644,000	51,683	592,317	8.0	
		12	委託料	388,000	0	388,000	0.0	
		18	負担金、補助及び交付金	175,000	175,000	0	100.0	
	11	市民活動関係費		10,435,000	7,071,599	3,363,401	67.8	
		10	需用費	10,000	4,871	5,129	48.7	
		11	役務費	887,000	708,200	178,800	79.8	
		12	委託料	9,538,000	6,358,528	3,179,472	66.7	
	12	多摩マッチングプロジェクト関係費		5,000,000	5,000,000	0	100.0	
		12	委託料	5,000,000	5,000,000	0	100.0	
	13	基本計画策定関係費		1,556,000	645,693	910,307	41.5	
		1	報酬	251,000	0	251,000	0.0	
		7	報償費	270,000	0	270,000	0.0	
		10	需用費	46,000	0	46,000	0.0	
		11	役務費	642,000	549,300	92,700	85.6	
		12	委託料	347,000	96,393	250,607	27.8	
	14	旧第四小学校跡地利活用関係費		3,191,015	17,015	3,174,000	0.5	
		11	役務費	17,015	17,015	0	100.0	
		12	委託料	3,174,000	0	3,174,000	0.0	
	10	訴訟費		1,321,000	660,000	661,000	50.0	
		1	訴訟関係費	1,321,000	660,000	661,000	50.0	
		12	委託料	1,321,000	660,000	661,000	50.0	
	2	徴税費		72,000	47,000	25,000	65.3	
	3	固定資産評価審査委員会費		72,000	47,000	25,000	65.3	
		1	固定資産評価審査委員会費	72,000	47,000	25,000	65.3	
			1	報酬	62,000	43,000	19,000	69.4
			18	負担金、補助及び交付金	10,000	4,000	6,000	40.0
合 計				114,064,000	61,446,550	52,617,450	53.9	

(3) 財政課

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率		
款	項	目	節					
2	地方譲与税	121,052,000	84,826,000	84,826,000	0	100.0		
	1	地方揮発油譲与税		29,769,000	20,071,000	20,071,000	0	100.0
		1	地方揮発油譲与税	29,769,000	20,071,000	20,071,000	0	100.0
		1	地方揮発油譲与税	29,769,000	20,071,000	20,071,000	0	100.0
	2	自動車重量譲与税		82,278,000	60,322,000	60,322,000	0	100.0
		1	自動車重量譲与税	82,278,000	60,322,000	60,322,000	0	100.0
		1	自動車重量譲与税	82,278,000	60,322,000	60,322,000	0	100.0
	3	森林環境譲与税		9,005,000	4,433,000	4,433,000	0	100.0
		1	森林環境譲与税	9,005,000	4,433,000	4,433,000	0	100.0
		1	森林環境譲与税	9,005,000	4,433,000	4,433,000	0	100.0

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率			
款	項	目 節							
8	旧法による自動車取得税交付金	4,000	0	0	0	****			
	1	旧法による自動車取得税交付金	4,000	0	0	****			
		1	旧法による自動車取得税交付金	4,000	0	****			
			1	旧法による自動車取得税交付金	4,000	****			
9	環境性能割交付金	34,270,000	8,657,094	8,657,094	0	100.0			
	1	環境性能割交付金	34,270,000	8,657,094	8,657,094	0	100.0		
		1	環境性能割交付金	34,270,000	8,657,094	8,657,094	0	100.0	
			1	環境性能割交付金	34,270,000	8,657,094	8,657,094	0	100.0
11	地方交付税	2,656,740,000	2,406,740,000	2,406,740,000	0	100.0			
	1	地方交付税	2,656,740,000	2,406,740,000	2,406,740,000	0	100.0		
		1	地方交付税	2,656,740,000	2,406,740,000	2,406,740,000	0	100.0	
			1	地方交付税	2,656,740,000	2,406,740,000	2,406,740,000	0	100.0
15	国庫支出金	1,166,914,000	382,167,000	0	382,167,000	0.0			
	2	国庫補助金	1,166,914,000	382,167,000	0	382,167,000	0.0		
		1	総務費国庫補助金	1,166,914,000	382,167,000	0	382,167,000	0.0	
			1	総務管理費補助金	1,166,914,000	382,167,000	0	382,167,000	0.0
16	都支出金	1,506,472,000	491,089,000	491,089,000	0	100.0			
	2	都補助金	1,506,472,000	491,089,000	491,089,000	0	100.0		
		1	総務費都補助金	1,506,472,000	491,089,000	491,089,000	0	100.0	
			1	総務管理費補助金	1,506,472,000	491,089,000	491,089,000	0	100.0
17	財産収入	1,000	1,230	1,230	0	100.0			
	2	財産売払収入	1,000	1,230	1,230	0	100.0		
		2	物品売払収入	1,000	1,230	1,230	0	100.0	
			1	物品売払収入	1,000	1,230	1,230	0	100.0
19	繰入金	374,102,000	0	0	0	****			
	1	繰入金	374,102,000	0	0	****			
		1	基金繰入金	374,102,000	0	0	****		
			1	財政調整基金繰入金	324,102,000	0	0	****	
			2	都市計画事業基金繰入金	50,000,000	0	0	****	
20	繰越金	2,047,112,000	2,047,112,366	2,047,112,366	0	100.0			
	1	繰越金	2,047,112,000	2,047,112,366	2,047,112,366	0	100.0		
		1	繰越金	2,047,112,000	2,047,112,366	2,047,112,366	0	100.0	
			1	繰越金	2,047,112,000	2,047,112,366	2,047,112,366	0	100.0
21	諸収入	17,001,000	1,870	1,870	0	100.0			
	5	雑入	17,001,000	1,870	1,870	0	100.0		
		1	雑入	17,001,000	1,870	1,870	0	100.0	
			2	宝くじ区市町村交付金	17,000,000	0	0	****	
			6	雑入	1,000	1,870	1,870	0	100.0
22	市債	248,600,000	0	0	0	****			
	1	市債	248,600,000	0	0	****			
		1	土木債	201,900,000	0	0	****		
			1	道路整備事業債	93,000,000	0	0	****	
			2	都市計画公園整備事業債	108,900,000	0	0	****	
		2	教育債	46,700,000	0	0	****		
			1	義務教育施設整備事業債	34,900,000	0	0	****	
			2	社会教育施設整備事業債	11,800,000	0	0	****	
		3	臨時財政対策債	0	0	0	****		
			1	臨時財政対策債	0	0	0	****	
	合 計	8,172,268,000	5,420,594,560	5,038,427,560	382,167,000	92.9			

〈繰越明許〉

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項目節					
20	繰越金	160,210,000	160,210,000	160,210,000	0	100.0
	1 繰越金	160,210,000	160,210,000	160,210,000	0	100.0
	1 繰越金	160,210,000	160,210,000	160,210,000	0	100.0
	1 繰越金	160,210,000	160,210,000	160,210,000	0	100.0
22	市債	711,800,000	0	0	0	***
	1 市債	711,800,000	0	0	0	***
	1 土木債	6,900,000	0	0	0	***
	1 道路整備事業債	6,900,000	0	0	0	***
	2 教育債	704,900,000	0	0	0	***
	1 義務教育施設整備事業債	704,900,000	0	0	0	***
	合 計	872,010,000	160,210,000	160,210,000	0	100.0

〈事故繰越〉

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項目節					
20	繰越金	16,733,000	16,732,895	16,732,895	0	100.0
	1 繰越金	16,733,000	16,732,895	16,732,895	0	100.0
	1 繰越金	16,733,000	16,732,895	16,732,895	0	100.0
	1 繰越金	16,733,000	16,732,895	16,732,895	0	100.0
	合 計	16,733,000	16,732,895	16,732,895	0	100.0

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項目節				
2	総務費	612,795,000	5,714,916	607,080,084	0.9
	1 総務管理費	612,795,000	5,714,916	607,080,084	0.9
	4 財政管理費	12,338,000	5,714,916	6,623,084	46.3
	1 一般事務費	12,338,000	5,714,916	6,623,084	46.3
	8 旅費	21,000	5,282	15,718	25.2
	10 需用費	347,000	146,828	200,172	42.3
	12 委託料	5,573,000	2,025,100	3,547,900	36.3
	13 使用料及び賃借料	6,397,000	3,537,706	2,859,294	55.3
	6 財産管理費	600,457,000	0	600,457,000	0.0
	3 公共施設整備基金費	200,383,000	0	200,383,000	0.0
	24 積立金	200,383,000	0	200,383,000	0.0
	4 公共施設修繕基金費	400,074,000	0	400,074,000	0.0
	24 積立金	400,074,000	0	400,074,000	0.0
3	民生費	3,357,379,000	1,649,000,000	1,708,379,000	49.1
	1 社会福祉費	3,357,379,000	1,649,000,000	1,708,379,000	49.1
	1 社会福祉総務費	1,181,647,000	561,000,000	620,647,000	47.5
	37 国民健康保険特別会計繰出	1,181,647,000	561,000,000	620,647,000	47.5
	27 繰出金	1,181,647,000	561,000,000	620,647,000	47.5
	4 老人福祉費	2,175,732,000	1,088,000,000	1,087,732,000	50.0
	28 後期高齢者医療特別会計繰出	1,075,736,000	538,000,000	537,736,000	50.0
	27 繰出金	1,075,736,000	538,000,000	537,736,000	50.0
	29 介護保険特別会計繰出	1,099,996,000	550,000,000	549,996,000	50.0
	27 繰出金	1,099,996,000	550,000,000	549,996,000	50.0

(単位:円及び%)

科 目				予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	目	節				
4	衛生費			50,164,000	0	50,164,000	0.0
	2	清掃費		50,164,000	0	50,164,000	0.0
		1	清掃総務費	50,164,000	0	50,164,000	0.0
			3 清掃施設整備基金費	50,164,000	0	50,164,000	0.0
			24 積立金	50,164,000	0	50,164,000	0.0
8	土木費			839,819,000	230,381,000	609,438,000	27.4
	4	都市計画費		839,819,000	230,381,000	609,438,000	27.4
		1	都市計画総務費	350,008,000	0	350,008,000	0.0
			10 都市計画事業基金費	350,008,000	0	350,008,000	0.0
			24 積立金	350,008,000	0	350,008,000	0.0
		2	再開発費	15,543,000	0	15,543,000	0.0
			1 駐車場事業特別会計繰出	15,543,000	0	15,543,000	0.0
			27 繰出金	15,543,000	0	15,543,000	0.0
		4	公園緑地費	13,505,000	0	13,505,000	0.0
			7 緑化基金費	13,505,000	0	13,505,000	0.0
			24 積立金	13,505,000	0	13,505,000	0.0
		5	下水道費	460,763,000	230,381,000	230,382,000	50.0
			1 下水道事業会計繰出	460,763,000	230,381,000	230,382,000	50.0
			18 負担金、補助及び交付金	460,763,000	230,381,000	230,382,000	50.0
11	公債費			1,557,414,000	715,741,142	841,672,858	46.0
	1	公債費		1,557,414,000	715,741,142	841,672,858	46.0
		1	元金	1,498,153,000	692,626,309	805,526,691	46.2
			1 長期償還元金	1,498,153,000	692,626,309	805,526,691	46.2
			22 償還金、利子及び割引料	1,498,153,000	692,626,309	805,526,691	46.2
		2	利子	59,261,000	23,114,833	36,146,167	39.0
			1 長期債、一時借入金償還利子	59,261,000	23,114,833	36,146,167	39.0
			22 償還金、利子及び割引料	59,261,000	23,114,833	36,146,167	39.0
12	諸支出金			279,205,000	0	279,205,000	0.0
	1	基金費		279,205,000	0	279,205,000	0.0
		1	財政調整基金費	279,203,000	0	279,203,000	0.0
			1 財政調整基金費	279,203,000	0	279,203,000	0.0
			24 積立金	279,203,000	0	279,203,000	0.0
		2	減債基金費	2,000	0	2,000	0.0
			1 減債基金費	2,000	0	2,000	0.0
			24 積立金	2,000	0	2,000	0.0
13	予備費			25,366,360	0	25,366,360	0.0
	1	予備費		25,366,360	0	25,366,360	0.0
		1	予備費	25,366,360	0	25,366,360	0.0
			1 予備費	25,366,360	0	25,366,360	0.0
			28 予備費	25,366,360	0	25,366,360	0.0
合 計				6,722,142,360	2,600,837,058	4,121,305,302	38.7

(4) 未来戦略室

歳入（所属別科目別）

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項 目 節					
15	国庫支出金	9,889,000	0	0	0	****
	2 国庫補助金	9,889,000	0	0	0	****
	1 総務費国庫補助金	9,889,000	0	0	0	****
	1 総務管理費補助金	9,889,000	0	0	0	****
21	諸収入	3,369,000	0	0	0	****
	5 雑入	3,369,000	0	0	0	****
	1 雑入	3,369,000	0	0	0	****
	6 雑入	3,369,000	0	0	0	****
	合 計	13,258,000	0	0	0	****

歳出（所属別事業別）

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項 目 節				
2	総務費	15,359,000	8,698,246	6,660,754	56.6
	1 総務管理費	15,359,000	8,698,246	6,660,754	56.6
	7 企画費	15,359,000	8,698,246	6,660,754	56.6
	15 こまへのデザイン	15,359,000	8,698,246	6,660,754	56.6
	7 報償費	873,000	285,400	587,600	32.7
	8 旅費	647,000	177,720	469,280	27.5
	10 需用費	150,000	90,626	59,374	60.4
	12 委託料	10,489,000	4,944,500	5,544,500	47.1
	18 負担金、補助及び交付金	200,000	200,000	0	100.0
	23 投資及び出資金	3,000,000	3,000,000	0	100.0
	合 計	15,359,000	8,698,246	6,660,754	56.6

(5) 情報政策課

歳入 (所属別科目別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	節				
15	国庫支出金	34,216,000	0	0	0	****
	2 国庫補助金	34,216,000	0	0	0	****
	1 総務費国庫補助金	34,216,000	0	0	0	****
	1 総務管理費補助金	34,216,000	0	0	0	****
16	都支出金	5,024,000	0	0	0	****
	2 都補助金	5,024,000	0	0	0	****
	1 総務費都補助金	5,024,000	0	0	0	****
	1 総務管理費補助金	5,024,000	0	0	0	****
21	諸収入	32,585,000	0	0	0	****
	5 雑入	32,585,000	0	0	0	****
	1 雑入	32,585,000	0	0	0	****
	6 雑入	32,585,000	0	0	0	****
	合 計	71,825,000	0	0	0	****

歳出 (所属別事業別)

(単位:円及び%)

科 目		予算現額	執行済額	予算残額	執行率
款	項	節			
2	総務費	331,586,000	126,343,380	205,242,620	38.1
	1 総務管理費	331,586,000	126,343,380	205,242,620	38.1
	7 企画費	63,083,000	7,138,522	55,944,478	11.3
	16 D X推進関係費	63,083,000	7,138,522	55,944,478	11.3
	1 報酬	2,362,000	1,574,400	787,600	66.7
	8 旅費	378,000	102,622	275,378	27.1
	10 需用費	0	0	0	****
	12 委託料	54,103,000	0	54,103,000	0.0
	13 使用料及び賃借料	3,419,000	2,849,000	570,000	83.3
	17 備品購入費	2,821,000	2,612,500	208,500	92.6
	8 計算事務費	268,503,000	119,204,858	149,298,142	44.4
	1 計算事務費	257,218,000	113,703,319	143,514,681	44.2
	8 旅費	48,000	30,175	17,825	62.9
	10 需用費	7,207,000	4,575,430	2,631,570	63.5
	11 役務費	9,666,000	5,295,840	4,370,160	54.8
	12 委託料	75,622,000	12,130,010	63,491,990	16.0
	13 使用料及び賃借料	161,484,000	90,031,364	71,452,636	55.8
	18 負担金、補助及び交付金	3,191,000	1,640,500	1,550,500	51.4
	2 電子自治体推進費	11,285,000	5,501,539	5,783,461	48.8
	12 委託料	10,587,000	4,803,915	5,783,085	45.4
	18 負担金、補助及び交付金	698,000	697,624	376	99.9
	合 計	331,586,000	126,343,380	205,242,620	38.1

2 財政援助団体監査

(写)

狛監委発第 000087 号
令和 5 年 12 月 27 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
谷田部 かずゆき 様

狛江市監査委員 栗山 博行
石川 和広
(公印省略)

財政援助団体監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。

令和5年度
財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 調布白雲福祉会 パイオニアキッズ西野川園
子ども家庭部 児童育成課

狛江市監査委員

令和5年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 調布白雲福祉会 パイオニアキッズ西野川園
所 管 課 子ども家庭部 児童育成課

第3 監査の範囲

令和4年度及び令和5年4月1日から8月31日までの補助金の執行状況等

第4 監査の実施期間

令和5年8月30日から12月26日まで

[監査の実施日 : 令和5年11月1日]

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課において、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか等、次の事項を主眼に、提出書類、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより実施した。

1. 所管課

- (1) 補助金の目的、基準等は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告でなされているか。
また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金の精算、返還手続は適正に行われているか。

2. 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか。
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第6 団体の概要

1. 名 称 社会福祉法人 調布白雲福祉会 パイオニアキッズ西野川園
2. 設 立 平成 28 年 4 月
3. 所 在 地 狛江市西野川二丁目 4 番 15 号

4. 事業概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に規定する保育所型認定こども園の運営

5. 目 的

設置者である社会福祉法人調布白雲福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として保育所の経営等を行っており、パイオニアキッズ西野川園は、保育所型認定こども園として、子ども・子育て支援法及び社会福祉法等の規定により、園において園児が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として、保育を必要とする乳児、幼児の保育事業を行っている。

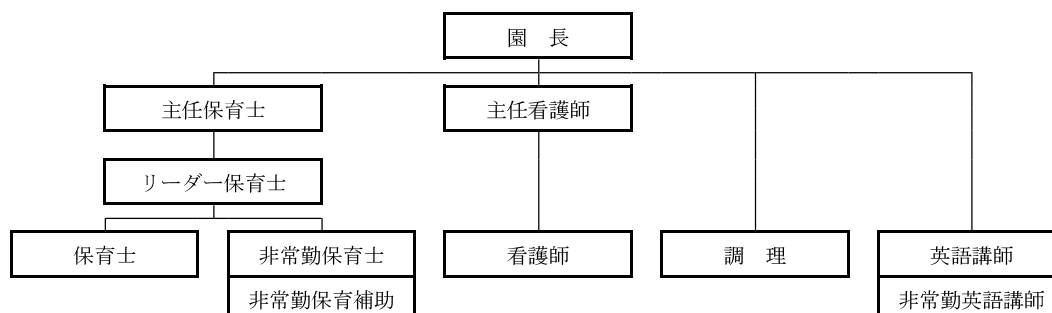
6. 役 員 (社会福祉法人調布白雲福祉会)

- (1) 理 事 6 名
- (2) 監 事 2 名
- (3) 評 議 員 7 名

7. 職員配置

園長 1 名、主任保育士 4 名、リーダー保育士 4 名、保育士 12 名、非常勤保育士 3 名、非常勤保育補助 1 名、主任看護師 1 名、看護師 1 名、調理 5 名 (1 名産休)、英語講師 2 名、非常勤英語講師 1 名

【 職員組織図 】



8. 児童定員 117名

9. 市との関係

地域の実情に応じて保育サービスの向上を図ることや、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うこと等を目的として、市は、パイオニアキッズ西野川園に対し、各種補助等を支出する。

10. 補助金の状況

- 名称 狛江市保育士等キャリアアップ補助金
- 狛江市保育サービス推進事業補助金
- 狛江市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金
- 狛江市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金
- 狛江市保育士等処遇改善事業補助金
- 狛江市一時預かり事業（幼稚園型）補助金

各補助金の交付状況は以下のとおりである。

令和4年度

(単位:円)

名 称	交付申請額	交付確定額
狛江市保育士等キャリアアップ補助金	11,615,000	11,597,000
狛江市保育サービス推進事業補助金	3,859,000	3,222,000
狛江市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金	6,898,000	6,736,000
狛江市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金	500,000	500,000
狛江市保育士等処遇改善事業補助金	2,076,960	2,076,960
狛江市一時預かり事業（幼稚園型）補助金	1,633,000	1,615,000
計	26,581,960	25,746,960

11. 負担金の状況

負担金名称 狛江市施設型給付費及び地域型保育給付費等の支出

負担金の交付状況は以下のとおりである。

令和4年度

(単位:円)

項 目	執 行 額
公定価格1号	28,957,030
公定価格2・3号	120,043,110
市費負担金	49,955,420
利用者負担金	△ 9,917,040
計	189,038,520

	令和4年度	
	支出日	金額
4月分	令和4年4月28日	15,299,630
5月分	令和4年5月31日	14,920,370
6月分	令和4年6月30日	15,710,550
7月分	令和4年7月29日	15,464,110
8月分	令和4年8月31日	15,269,850
9月分	令和4年9月30日	15,680,980
10月分	令和4年10月31日	15,558,970
11月分	令和4年11月30日	15,470,560
12月分	令和4年12月27日	16,131,490
1月分	令和5年1月31日	15,301,360
2月分	令和5年2月28日	15,414,080
3月分	令和5年3月31日	15,789,470
年度末精算分	令和5年5月31日	3,027,100
合計		189,038,520

※負担金は毎月申請され、年度末に精算を行う。

令和5年度（令和5年8月末現在）

（単位：円）

	令和5年度	
	支出日	金額
4月分	令和5年4月28日	15,556,520
5月分	令和5年5月31日	15,664,710
6月分	令和5年6月29日	16,157,030
7月分	令和5年7月31日	15,680,610
8月分	令和5年8月31日	16,271,040
合計		79,329,910

第7 監査の結果

パイオニアキッズ西野川園及び子ども家庭部児童育成課の補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

社会福祉法人調布白雲福祉会が設置するパイオニアキッズ西野川園は、平成28年4月に狛江市初となる認定こども園（保育所型）として開園された定員117名の保育園である。

『子どもたちに生き抜く力を』理念として、日本の保育所保育指針とともにニュージーランドの保育指針も取り入れながら、「子どもの自己決定を尊重し、その行動に対する自己責任を、保護者の理解を得ながら、保育者がしっかり意識して保育環境をつくり、子どもと大人が同じ目線で関わり合う」、「園で乳幼児時代を過ごした子どもたちが、将来、しっかりと自立した大人になってくれることを願い、信じて保育園を運営する」等の方針のもと、日々、保育に取り組んでいる。

保育の内容については、0歳児～5歳児の保育を実施しており、保育基本時間を7時～18時（幼稚園枠は9時～14時）として延長保育も実施している。

園児の健康管理においては、毎月1回の乳児健康診断、年2回の内科検診及び歯科検診等を実施している。

安全管理においては、地震・火災を想定した避難訓練を毎月実施するとともに、洪水被害、広域避難場所（緑野小学校）への移動訓練も実施されている。また、園の門扉はオートロックで、訪問者に対してはインターホンとともに防犯カメラの画像をモニターで確認した後、ICカードで解錠することが徹底されており、不審者対応訓練も実施されている。給食のアレルギー対応については、トレイの色を分け座席を指定し、食事中は職員が隣について他園児の給食と混在させないとする安全対策が取られている。

今後も、保育を必要とする保護者の期待に応え、特色ある保育活動を展開し、一人ひとりの子どもにとって充実した保育が提供されるよう努めていきたい。

なお、パイオニアキッズ西野川園においては、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているものと認められ、特に指摘すべき事項は見当らなかった。

次に、子ども家庭部児童育成課においては、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているものと認められるものの、一部において改善等すべき事項が見受けられたため、以下、それら事項を述べる。

1. 申請書類等の確認について

各補助金等の申請書、実績報告書等の確認において、形式的な確認にとどまっているものが見受けられた。このことから、リスク管理の観点からも、チェックシートを作成し複数で確認する等、適正なチェック体制の構築に努められたい。

2. 補助金交付要綱について

各補助金を交付するため要綱が規程されているが、いくつかの要綱において、その内容の一部不備等が見受けられた。このことから、改めて確認及び見直しをお願いする。

3 工事監査

(写)

狛監委発第 000105 号
令和 6 年 3 月 21 日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市議会議長
谷田部 一之 様

狛江市監査委員 栗山 博行
石川 和広
(公印省略)

工事監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により報告願います。

令和5年度

工事監査報告書

市道第822号線新設改良工事

都市建設部整備課（工事担当課）

総務部総務課（契約担当課）

狛江市監査委員

令和5年度工事監査報告書

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

2. 監査の対象

市道第822号線新設改良工事

3. 監査の範囲

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算、施工及び補助事業申請書類

4. 監査の期間

令和5年10月19日から令和6年3月19日まで

〔監査の実施日 令和6年1月23日〕

5. 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類等の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に技術調査委託して実施した。

第2 工事の概要等

1. 工事件名 市道第822号線新設改良工事

2. 工事場所 狛江市西野川四丁目33番先～同四丁目32番先間

3. 工事概要

(1) 施行延長 L=116.1m、道路幅員 W=4.00m

車道舗装工(35型) : A=401 m²

すりつけ舗装工(5型) : A=5 m²

L型側溝工 : L=100.4m

L型浸透二連集水樹工 : N=12箇所

境石工 : 116.4m

区画線工 : 一式

(2) 契約方式 指名競争入札

(3) 工事請負業者 和泉舗装 株式会社

(4) 事業費 (消費税含む)

設計金額 23,823,800円

請負金額 23,650,000円

(5) 入札公告日 令和5年9月21日

(6) 契約年月日 令和5年10月11日

(7) 工期 令和5年10月12日から令和6年3月8日まで

(8) 工事進捗状況 計画50.1% 実施49.9% (令和5年12月末日現在)

4. 工事の経緯

(1) 狛江市 道路修繕計画（令和5年3月改定）

狛江市が管理する市道の実延長は約118km（幹線道路：約7km、生活道路：約111km）あり、計画的な修繕が求められていることから、5年毎に全路線の舗装状況を調査し、修繕計画を改定している。舗装状況の評価は、幹線道路については路面性状測定車によりひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性を測定し、MCI（維持管理指数）とIRI（乗り心地指標）で評価することとし、生活道路は道路幅が狭いことから、狭い道路に対応した車両で走行しながらスマートフォンを使用してひび割れ率、振動情報（IRI）を測定し、両者の値から評価される。平成29年度調査による市道の舗装状態評価図では今回の工事対象区間「市道第822号線」は生活道路に位置付けられE評価で、補修が必要な区間とされた。

(2) 狛江市 道路修繕計画（令和5年3月改定） 5. 道路修繕の進め方

路肩排水溝を、既存のU字溝から蓋が不要で点検・清掃作業の軽減を図ることのできるL型側溝への取替を促進するため、「L型側溝が敷設されていない路線を修繕する場合、合わせてL型側溝を敷設することを原則とします。」とされており、今回の工事区間においてもL型側溝を敷設する計画としている。

(3) 狛江市雨水流出抑制施設設置要綱

都市化による浸水被害を防ぐために施行された「狛江市雨水流出抑制施設設置要綱」で道路の新設改修をする場合、施設の敷地面積に単位対策量 $5\text{ m}^3/100\text{ m}^2$ を乗じた量の雨水流出抑制施設の設置が求められる。雨水流出抑制施設としてL型浸透二連集水柵を12か所に設置することで、浸透ますの浸透量と貯留量約 $23\text{ m}^3/\text{hr}$ の雨水流出を抑制できることが設計計算書で確認できた。要綱で求められている施設面積 100 m^2 当たり 5 m^3 の抑制量に相当する。

第3 監査の結果

1. 総括的所見

工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、設計変更、工事監理及び検査、現場施工状況等の各段階における合理性、経済性、効率性、有効性、透明性等の観点から、当該工事の着手前の書類、着手後の書類及び現地調査を実施した限りにおいて、適正に執行されているものと判断した。

2. 工事監査における所見

(1) 契約事務

1) 工事施行の決裁手続き

当該区間の路面にくぼみ、ひび割れ、クラック等の損傷が多く発生しているとして舗装打換え及び「狛江市道路修繕計画」に基づいて、L型側溝が敷設されていない舗装を補修する際に原則となっているL型側溝の敷設、及び「狛江市雨水流出抑制施設設置要綱」に基づくL型浸透二連集水柵の設置を、狛江市工事施工規定第11条に基づき起工する起案がなされ市長まで決裁された。

2) 入札参加者

入札参加者は、登録業者の中から指名業者選定委員会において「狛江市工事請負指名競争入札参加者指名基準」に基づき6者が選定され、電子入札により3者が入札、1者が辞退、2者が不参加であった。入札に応じた3者の中で最低価格を入札した和泉舗装株式会社を落札者とした。法令、狛江市条例等に基づいた手続きにより工事契約の決裁が行われた。

3) 予定価格及び最低制限価格

予定価格は適正に算出、決定され事前公表された。最低制限価格は今回の工事予定価格が5,000万円未満のため対象工事でなく設定されなかったことが資料で確認された。

(2) 計画

1) 工事計画

「狛江市道路修繕計画」において、平成29年度調査で当該区間はE評価とされており補修が必要とされる評価ランクである。路面が局部的に損傷した箇所については、これまで緊急補修工事に対応されており、現況路面を目視したところ多くの補修

箇所が見られ、補修の必要性は十分に認められる。その他、狛江市道路修繕計画において、L型側溝が敷設されていない舗装を補修する際、合わせてL型側溝を敷設することが原則とされるため、工事前までに、支障となる工作物等の除却、官民境界の確認等、沿道住民の協力が必須となる。今回の工事においては、舗装補修の必要性が認められるとともに、沿道住民の協力が得られており、工事計画は妥当である。それらに加えて、都市化による浸水被害を防止するために施行された「狛江市雨水流出抑制施設設置要綱」に基づき浸透ますを設置しており、市の事業が効率的に執行されていると言える。

2) 設計

設計は平成30年に実施されており周辺環境に変化が生じている箇所もあるため、現況調査を行って現地に合わせて修正されている。その他、路面の排水勾配は設計においては、道路中央を頂点として拌み勾配としているが、民地との出入りについてL型排水溝高さを現地で調整する中で、ほとんどをすりつけのしやすい片勾配にしているとの説明を受けた。

(3) 積算

1) 積算基準、物価版、設計基準、仕様書、設計図等の配備

発注工事の予定価格を積算する基準書類、道路等の土木施設を設計する設計基準書類、及び設計図書は都市建設部整備課のキャビネット及びパソコンフォルダーに保管されており、適切に管理されていることが確認できた。

2) 積算方針

予定価格を算出する積算に当たっては、道路幅4mの市道を使って人家が連担する地区での施工及び運搬となるため、実際に施工する機械、車両、人員等を想定して費用、工期の算定をしたとの説明を受けた。

(4) 工事の施工管理

1) 使用材料、製品の品質確保

使用する材料、製品は使用承諾申請書が出され、監督員により土木材料仕様書によって、添付された試験結果表の照査、受入れ時の検査及び必要に応じて施工前の品質管理試験等を行っており、使用する材料、製品の品質は確保されていることが確認できた。

施工場所に搬入された材料は、写真撮影され、材料区分、数量が確認できる。

2) 発生材の処分計画

建設廃材（アスコン塊、廃路盤材、コンクリート塊、残土、建設汚泥）についてそれぞれ処分場への受入れが計画されており、受入れ地の場所、処分場の状況写真及び処分場施設許可条件の看板写真とともに報告されており、適切に処分されていると認められる。

3) 排水路の調整

民家出入口に面したL型側溝は、車乗り入れ部は5cm段差、一般部は10cm段差としているが、民地との高低差に応じて縦断勾配を適宜調整する等、住民の道路利用に配慮した柔軟な対応がなされている。路面の大部分は片勾配としており、高い側の境界石工は道路縦断に合わせてほぼ一定勾配としているが、低い側のL型側溝部分は民地の出入りを考慮して高さを調整しているため勾配は一定ではない。そのような中、排水のための縦断勾配が確保されるよう計画されている。

4) 道路工事に伴う警察協議、地域住民への周知、道路占用物件の移設

工事を円滑に実施するため、道路管理者から交通管理者への協議（市長から調布警察署長）、地域住民への口頭、チラシによる周知、道路占用物件の管理者（東京電力、NTT、水道局、東京ガス）への立会要請等が時機を逃すことなく適切に行われていることを確認した。

5) 既設舗装版撤去時の騒音対策

厚さ5cmの薄い舗装版であり、バックフォーでゆっくりと圧砕するので苦情を受けるような音は出ないと想定しつつも、更に注意深く施工することで大きな音を出

すことは避けられるとの説明を受けた。「第5回苦情となりやすい騒音発生源1：建設工事」（総務省）に記載されている対応策とも合致しており適切な対応である。

6) 冬季の合材の温度低下防止

表層アスファルトの施工が冬季になるが、合材を運ぶダンプが小型で1回の搬入量が少なく、舗設時間が短いので品質を低下させる程の温度低下はない見通しであるとの説明があり、妥当な対応と認められる。

7) 工事中の安全対策

① 安全教育

月に1回、8名程度の参加者でこれまで11月、12月、1月に開催されている。11月は「工事における事例（その1）」と題して、工事において対応の不備からトラブルとなった事例を14ケース取り上げ、用いられる資料は、状況、原因、対策を写真付きで記載。実例であるため、どこにでも起きそうなトラブル例であり記載内容が的確で、市街地の現場で作業する際に参考になるものである。12月は「道路工事における災害防止」、1月は「工事安全対策通信」（建設局安全対策委員会事務局）と興味深いテーマが選ばれており、安全教育は適切に実施されていることが認められる。

② 工事中の交通整理要員配置

工事の内容により、通行止めで車両、歩行者共に迂回をお願いする場合、車両のみ通行止めで歩行者は規制材で囲われた歩行者用通路を通過していただく場合があり、交通整理要員は状況に応じて、迂回指示員、歩行者誘導員として、通行する歩行者やドライバーが不安なく円滑に通行できるよう配置されている。舗装版切断時、二連集水柵施工時、導水管施工時、境石工施工時における要員配置状況についても写真により確認でき、併せて規制材の配置も確認できた。

3. 総合的所見

道路工事にあたり、車両に搭載したスマートフォンで路面性状調査を行った結果を舗装修繕に反映させるほか、雨水流出抑制装置設置の対象とする等、安全で快適な道路環境の推進に取り組んでおり、本工事においては、道路に出入りのある沿道の民家との調整や作業員への安全教育がそれぞれ工夫して行われ、人家連担地区の道路幅員の狭いやードにおいて、順調に施工が進められている。

また、契約事務、計画、積算、工事の施工管理についても、監査した限りにおいて、特に指摘事項はなく、適正に執行されていると認められた。

4 監査に係る措置結果

狛子児発第 001330 号
令和 6 年 2 月 26 日



狛江市監査委員
栗山 博行 様
同
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄
(公印省略)

財政援助団体監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 5 年 12 月 27 日付け狛監委発第 000087 号により報告いただきました財政援助団体監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知いたします。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（児童育成課）

1. 申請書類等の確認について

各補助金等の申請書、実績報告書等の確認において、形式的な確認にとどまっているものが見受けられた。このことから、リスク管理の観点からも、チェックシートを作成し複数で確認する等、適正なチェック体制の構築に努められたい。

講じた措置

各補助金に係る手続きの進捗管理のため、交付申請、実績報告等の審査処理を担当者間で見える化するチェックシートを作成いたします。また、これらのチェックシートは随時ブラッシュアップを図ってまいります。

2. 補助金交付要綱について

各補助金を交付するため要綱が規程されているが、いくつかの要綱において、その内容の一部不備等が見受けられた。このことから、改めて確認及び見直しをお願いする

講じた措置

各補助金に関する要綱を確認し、狛江市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱、狛江市保育サービス推進事業補助金交付要綱、狛江市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱について、政策室と調整を行い令和6年度当初に向けて一部改正を行うことといたしました。

登録番号（刊行物番号）

R 6 - 1

狛 江 市 の 監 査

令和6年5月

令和6年5月発行

発行 狛江市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111（代）

印刷 庁内印刷（頒布価格 70 円）